

港北区『子ども 110 番の家』災害見舞金制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、港北区が区民（ただし、区境を有する学校区においては近隣区在住者を含む。）及び事業者の協力を得て行なう『子ども 110 番の家』に登録した家庭または事業所（事務所、医療機関、寺院、神社、保育園、幼稚園、金融機関、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局その他これらに類するものをいう。以下「家庭等」という。）において、犯罪による被害を受ける恐れのある者（以下「被害者等」という。）が緊急避難してきた際に、犯罪行為による被害を受けた場合の災害見舞金について必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第 2 条 前条の災害見舞金制度は、約定履行費用保険普通保険約款及び補償制度費用保険特約条項が適用される保険契約を締結することにより実施する。

2 前項の保険契約は港北区長が締結するものとする。

(見舞金制度の対象)

第 3 条 身体障害補償の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

協力者本人、その家族、従業員や使用人、来客、『子ども 110 番の家』の施設内に犯罪を回避するため逃げ込んできた児童生徒や一般市民、登録車両の乗車する者（ただし、個人の所有車は除く。）

2 財物損壊補償の対象施設（以下「対象物」という。）は、次に掲げるものとする。

協力者の住宅、事務所、店舗、郵便局、金融機関等の建物、隣接付属建物ならびにその収容物、対象施設が車両（個人所有車は除く。）の場合、当該車両の受託物（ただし、信書類は除く。）

(見舞金制度の適用範囲)

第 4 条 見舞金制度は、対象者が『子ども 110 番の家』の業務を遂行中に、犯人、不審者等の行為により、対象者が傷害を被ったとき、又は対象物が損害を被った場合に適用する。

(見舞金制度の適用外)

第 5 条 見舞金制度は、対象者又は対象物の所有者に故意又は重大な過失がある場合には、適用しない。

(事故報告の義務)

第 6 条 港北区長は、第 4 条に規定する事故に該当すると思われるものが発生した場合には、速やかに対象者又は対象物所有者に事故の発生を報告させなければならない。

(認定)

第 7 条 前条の報告に係る事故が、第 4 条に規定する事故かどうかの認定は、警察等の所見をもとに港北区長が行う。

(見舞金の額)

第 8 条 対象者が、前条の認定があった事故により傷害を被り、又はその直接の結果として死亡若しくは後遺障害が生じた場合の見舞金の額は、別表に掲げる額とする。

2 対象物が前条の認定があった事故により、損害を被った場合の見舞金の額は、1 事故につき 50 万円を限度とし、その損害の額とする。

(見舞金の支払)

第 9 条 港北区長は、第 6 条の報告に係る事故が第 4 条に規定する事故に該当すると認定したときは、速やかに対象者又は対象物所有者に見舞金を支払うものとする。ただし、損害保険会社が、第 2 条の災害見舞金補償契約に係る保険金を、直接対象者又は対象物所有者に支払うことにより、見舞金の支払に代えることとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。